

千葉県報

号外
令和5年1月26日

主要目次

- 令和五年千葉県告示第二号の一部を改正する告示
○ 令和五年千葉県告示第十九号の四の一部を改正する告示

— —

告示

示

千葉県告示第二十三号の二

令和五年千葉県告示第二号（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号を次のように改める。

- 旭市の一部（大塚原及び神宮寺（旭市市道A―四二三〇号線及び同市市道A―四二三二号線の以西の区域に限る。））
- 表区域の欄第二号中「川向」を削る。

千葉県告示第二十三号の三

令和五年千葉県告示第十九号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「イ」を「イ、泉川、井戸野」に、「（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域に限る。）」、「琴田」を「琴田、駒込」に、「西足洗、野中」を「神宮寺（旭市市道A―四二三〇号線及び同市市道A―四二三二号線の以西の区域を除く。）」、「中谷里、二、西足洗、仁玉、野中、ハ」に改め、同欄第二号中「川辺」の下に「川向」を加える。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八